

## ■ 議会モニターから提出された意見について（平成30年）

No	受付日	意見の要旨	検討結果
1	平成30年8月29日	【団体傍聴の手続きについて】 団体が傍聴する場合は、事前に議会事務局に申し込むなど、個人による傍聴の申し込みに支障を来さないようにしてもらいたい。	団体による傍聴手続きについては、事前に名簿を議会事務局に提出してもらうことで、当日の手続きを省略する対応をとっております。今後とも、円滑な傍聴手続きに努めてまいります。
2	平成30年8月29日	【市役所8階ロビーへの自動販売機の設置について】 市役所8階ロビーへの自動販売機の設置を希望する人が多いことから、検討してもらいたい。	市役所8階ロビーは、年4回の定例会時の傍聴者の待機場所として使用されております。年間を通しての使用頻度が低いことや、傍聴席では飲食ができないため、自動販売機の設置の必要性は低いものと考えます。 なお、本年11月に、市役所地下1階にコンビニエンスストアがオープンする予定です。そちらをぜひご利用いただきたいと思います。
3	平成30年8月29日	【常任委員会と特別委員会のすみ分けについて】 都市整備の事業等は、文教・建設常任委員会とまちづくり・交通対策特別委員会とで、議題が重複することになると思うが、すみ分けをどのように行うのか。	特別委員会のあり方については、主に平成29年中の議会改革特別委員会で協議し、最終的に議会運営委員会で決定した経過があります。その際、まちづくり・交通対策特別委員会の調査事項について、以下の2点を確認しております。 ・執行部の報告は、基本的には常任委員会で行う。案件やテーマについて報告が必要と判断したときは、執行部に報告を求めることができる。 なお、tocoバスについては、これまでどおり報告を受ける。 ・常任委員会の年間活動テーマと重複が生じることがないように、委員長間で調整を図る。
4	平成30年9月3日	【傍聴席におけるタブレット端末の使用許可について】 傍聴席でメモをとる場合は手書きで行っているのが現状であるが、スマートフォンによるSNSへの書き込みなど、文字はキーボード入力の方が通常となっている。こうした現状を踏まえ、傍聴席でメモをとる場合に、タブレット端末等の使用を許可してもらいたい。その際は、キーの打刻音が生じないタブレット端末が良いと考える。	「戸田市議会における情報通信機器の使用基準」では、傍聴者による情報通信機器(タブレット端末を含む)の持ち込みは、原則、認めておりません。例外として、議長や委員長の許可を得た場合は認める旨を規定しております。 なお、録音や写真撮影、SNSへの投稿等が懸念されることから、傍聴席におけるタブレット端末の使用を全面的に認めることは難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
5	平成30年9月3日	【議場へのモニターを設置について】 傍聴席からでも確認できるモニターを設置することで、議員の発言に関する資料が配付されない場合に、その資料を表示するなど、傍聴者の理解が深められるようにしてもらいたい。	議会改革特別委員会では、議場にモニターを設置している先進市を視察するなど、議会のICT化の一環として、議場へのモニターを設置を協議した経過があります。設置するためには、予算を初め、検討しなければならないさまざまな課題があります。今後も引き続き協議を進めてまいります。
6	平成30年9月3日	【議員の誤読について】 議員の発言について、都市の名称や単語等に誤読がある。事前に練習して会議に臨んでもらいたい。	ご指摘を真摯に受け止め、発言に当たっては十分注意してまいります。
7	平成30年11月21日	【市議会モニターと議員との意見交換会について】 市議会モニターと議員との意見交換会において、意見交換会を傍聴している議員についても、発言を認めてはどうか。	意見交換会における議員傍聴者の発言につきましては、議員傍聴者の発言を認めることが適当であると判断される場合に、意見交換会の運営に支障のない範囲で、必要に応じて、議長の采配により、議員傍聴者の発言を認めることといたします。